

産業・組織心理学会会則細則

（細則の趣旨）

第1条 産業・組織心理学会会則第15条に基づき、学会運営の円滑化を計るため、この細則を設ける。

（大会規定）

第2条 大会は原則として年1回開催する。常任理事会は理事の推薦に基づき大会開催機関と大会委員長を決定する。大会委員長は常任理事会に出席し、大会の準備状況について報告するものとする。

1. 大会においては、会員の研究発表、会員総会の開催、理事会の開催等の大会行事が行われるものとする。
2. 大会委員長は大会会場の決定、大会通信の逐次配布、研究発表の受け付け、大会プログラムの策定、大会予算の決定等、大会運営に関する責任を負う。
3. 大会の経費は学会年度予算によって賄われる。

（総会規定）

第3条 総会は会長が主催し、毎年1回大会時に開催する。ただし会員の5分の1以上の要請または理事会の決議があった場合、会長は臨時大会を召集しなければならない。

1. 大会時の総会は、次の事項を含むものとする。
 - 1) 学会の事業報告と審議
 - 2) 会計報告及び会計監査報告と審議
 - 3) 次期大会委員長の報告と挨拶
 - 4) 役員選挙結果の報告（役員改選年度の場合）
 - 5) JAIOP 研究支援の審査結果の報告
 - 6) その他理事会が必要と認めた事項
2. 総会における議決は、総会出席者の過半数による。
3. 総会に議事を提案しようとする者は、大会総会での理事会前に、書面で提出しなければならない。

（理事会規定）

第4条 理事会は学会運営の責任を負うが、会務の円滑な運営を計るため、その責任の一部を常任理事会に委託することができる。常任理事会は会務の必要に応じ、臨時開催されるものとする。

1. 理事会及び常任理事会における議決は、構成員の3分の2以上の出席を得て、

出席者の過半数の賛成により行われる。ただし、委任状の提出により、出席に代えることができる。

(役員選出規定)

第5条 新役員の選出は、改選年度の常任理事会の責任において実施される。常任理事会は選挙管理委員を指名し、選挙管理委員会に選挙の執行管理を委嘱するものとする。

1. 選挙管理委員会は投票日の3ヶ月以内の会員名簿により選挙台帳を作成する。この選挙台帳に基づき、郵便による無記名投票で選挙を実施し、投票年の12月までに理事会に選挙結果を報告する。選挙台帳には、下記の者を除く被選挙者の氏名を記載する。
 - 1) 法人会員及び名誉会員
 - 2) 会費を2年度にわたり納入していない者
2. 理事及び監事選挙の投票有資格者は、選挙台帳記載者とする。
3. 理事・監事の選出は、産業・組織心理学会「理事・監事選挙規則」として別に定める。
4. 常任理事は、理事当選者の無記名投票による選挙の結果に基づき、互選により選出する。
5. 会長は常任理事の互選により選出する。
6. 会長は常任理事の中から副会長を指名する。
7. 役員に欠員が生じた場合は、常任理事会の指名により補充を行うことができる。任期は残任期間とする。

(機関誌規定)

第6条 この学会は産業・組織心理学の発展と会員の研究活動を促進するため、機関誌「産業・組織心理学研究」(英文名 The Japanese Journal of Industrial and Organizational Psychology)を年2回以上発行する。

1. 機関誌発行のため、編集委員会を設置し、次の役員を置く。
 - 1) 編集委員長(機関誌担当常任理事が当たる)
 - 2) 編集委員(12名以内とし、理事及び会員中より委員長が指名する)
 - 3) 常任編集委員(4名、編集委員の互選による)
 - 4) 編集幹事(若干名、会員中より委員長が指名する)
2. 編集委員会は別に定める「編集委員会規定」に基づき、機関誌の定期的発行と内容の充実に努めるものとする。

(JAIOP ニュース規定)

第7条 会員相互の情報交換を促進するため、学会通信「JAIOP ニュース」を年2回以上発行する。このため次の委員を置く。

- 1) 編集委員長 (JAIOP ニュース担当の理事又は常任理事が当たる)
- 2) 編集委員 (若干名、理事及び会員中より委員長が指名する)
- 3) 編集幹事 (若干名、会員中より委員長が指名)

(部門別等研究会規定)

第8条 この学会の研究部門として、人事、組織行動、作業、消費者行動の4部門を置き、常任理事又は理事の中から各部門の責任者を選出し、部門別研究会の運営を委嘱する。

1. 各部門は年1回以上研究会を開催し、会員に参加を呼び掛けることとする。
2. 各部門の責任者は、必要に応じて理事及び会員の中から研究会委員を若干名選出し、部門別研究会の運営に当たるものとする。
3. 上記4部門に加え他の研究会も適宜開催することとする。

(名誉会員規定)

第9条 名誉会員の会費は徴収しない。

附 則

1. 本細則は1995年9月15日より施行する。
2. 2003年9月11日改定施行する。